

○ふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱

平成18年11月16日

告示第284号

ふじみ野市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成17年ふじみ野市告示第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市の契約の適正な履行を確保するため、有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団関係者であること又は暴力団関係業者を利用していことがあることが判明した場合における入札参加除外等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

（平22告示267・全改）

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の契約 市が一般競争入札又は指名競争入札その他の方法により発注する次の契約をいう。
 - ア 建設工事の請負、建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託、道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託（以下「建設工事等」という。）
 - イ 物品の買入れ、売払い及び借入れ、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、建築物の管理に関する業務、催物、映画及び広告の企画・制作並びにその他業務の委託（以下「物品の買入れ等」という。）
- (2) 有資格業者 建設工事等及び物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有する者をいう。
- (3) 有資格業者の役員等 有資格業者が法人の場合は役員（非常勤役員を含む。）並びに支配人及び支店又は営業所の代表者、個人の場合は支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。
- (4) 使用人 有資格業者に雇用される者で前号以外の者
- (5) 暴力団 その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (6) 暴力団関係者 暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。
- (7) 暴力団関係業者 暴力団との関係を有する有資格業者をいう。

（平22告示267・一部改正）

（入札参加除外）

第3条 市長は、有資格業者が別表第1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、ふじみ野市入札参加除外等審査会（以下「審査会」という。）の審議を経て、当該措置要件について同表に定める期間又はその範囲内で情状に応じて定める期間、当該有資格業者を入札から除外するものとする。

- 2 市長は、有資格業者のうちの共同企業体及び官公需適格組合の証明を受けた組合（以下「組合等」という。）を前項の規定により入札から除外するときは、当該組合等の構成員のうちの有資格業者についても審査会の審議を経て、当該組合等の入札から除外される期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札から除外するものとする。
- 3 市長は、組合等の構成員のうちの有資格業者を第1項の規定により入札から除外するときは、当該組合等についても審査会の審議を経て、当該有資格業者の入札から除外される期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札から除外するものとする。
- 4 市長は、有資格業者が別表第1に掲げる措置要件に該当すると認められる事案の発覚後、入札参加除外決定までに措置要件に該当すると認められる役員等を変更した場合についても、審査会の議を経て、同表に定める期間又はその範囲内で情状に応じて定める期間、当該有資格業者を入札参加から除外するものとする。

（平22告示267・一部改正）

（入札参加除外の特例）

第4条 有資格業者が一つの事案により別表第1に掲げる措置要件の二つ以上に該当することとなった場合における入札参加除外の期間は、当該措置要件ごとに同表に規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加除外の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が過去に別表第1の各号の措置要件に係る入札参加除外を受け、新たに同表の各号の措置要件のいずれかに該当することとなったときの入札参加除外の期間の短期は、当該措置要件について同表に規定する短期の2倍の期間とする。
- 3 ふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市告示第250号）別表第2の各号の措置要件に係る入札参加停止の期間中又は当該期間満了後5年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1の各号の措置要件のいずれかに該当することとなったときの入札参加除外の期間の短期は、当該措置要件について同表に規定する短期の2倍の期間とする。
- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表第1に規定する期間又は第1項の規定による入札参加除外の期間の長期を超える入札参加除外の期間を定める必要があるときは、同表又は同項の規定にかかわらず、入札参加除外の期間の長期を同表又は同項に規定する長期の2倍の期間まで延長することができる。
- 5 市長は、入札参加除外の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表第1又は前各項に規定する期間の範囲内で入札参加除外の期間を変更することができる。
- 6 市長は、入札参加除外の期間中の有資格業者が当該事案について責めを負わ

ないことが明らかとなつたと認めたときは、当該有資格業者について入札参加除外を解除するものとする。

(平22告示267・平26告示78・一部改正)

(入札参加除外の通知)

第5条 市長は、前2条の規定により入札参加除外の措置を行つたときは、当該有資格業者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。

(平22告示267・平26告示78・一部改正)

(随意契約からの除外)

第6条 市長は、入札参加除外期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。

(平22告示267・一部改正)

(下請負等の禁止)

第7条 市長は、入札参加除外期間中の有資格業者への下請負又は再委託を承認しないものとする。

(平22告示267・一部改正)

(妨害の際の措置)

第8条 市長は、契約の相手方が当該契約の履行に関し暴力団関係者により妨害を受けた旨の申出があつたときは、警察への被害届の提出を指導するとともに、当該契約の相手方に対し工程等の調整、履行期間の延長等の必要な措置を講ずるものとする。

(関係機関への協力要請)

第9条 市長は、この要綱に基づく措置を実効あるものにするため、関係官公庁及びその他の機関の積極的な協力を要請するものとする。

(審査会の設置)

第10条 市に、第3条に規定する入札参加除外等に関する審議を行うため、審査会を置く。

(平22告示267・一部改正)

(審査会の組織)

第11条 審査会は、会長、副会長及び別表第2に掲げる委員をもつて組織する。

2 審査会の会長は副市長を、副会長は総務部長をもつて、これに充てる。

(平19告示96・平22告示267・一部改正)

(会長及び副会長)

第12条 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 審査会の会議は、必要な都度会長が招集する。

2 審査会の会議は、過半数の委員の出席がなければ開催することができない。

3 緊急かつやむを得ない理由により審査会を開催できないときは、審議事項を記載した書面を委員に回付して、審査会の審議に代えることができる。

(所轄警察署との連携)

第14条 審査会は、所轄警察署との密接な連携のもとに運営するものとする。

2 審査会は、会長が必要があると認めるときは、所轄警察署の参加を求めることができる。

(平22告示267・全改)

(事務局)

第15条 審査会の事務局を契約主管課に置く。

(平22告示267・平26告示78・一部改正)

(守秘義務)

第16条 審査会の委員及び事務局職員は、審査会に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、暴力団関係者及び暴力団関係業者の排除に関し必要な事項は、別に定める。

(平22告示267・一部改正)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年告示第96号）抄

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第267号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、改正後のふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正前のふじみ野市の締結する契約からの暴力団排除措置（以下この項において「旧暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる措置の原因となる事実又は行為であって、平成22年3月31日以前に発生したものについては、改正前の旧暴力団排除要綱第3条及び別表の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成25年告示第30号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第78号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

(平22告示267・旧別表・一部改正)

措置要件	期間
------	----

1 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が、有資格業者の経営に事実上参加しているとき。	当該認定をした日から 12 月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
2 有資格業者又は有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。	当該認定をした日から 6 月以上 12 月以内
3 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。	当該認定をした日から 4 月以上 12 月以内
4 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	当該認定をした日から 2 月以上 9 月以内
5 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。	当該認定をした日から 2 月以上 9 月以内
6 有資格業者又は有資格業者の役員等若しくは使用人が、業務に関し、暴行、威圧する言動その他の不当な手段により、違法な行為を行ったとして暴行等により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 県内で行われたもの イ 県外で行われたもの	逮捕又は公訴を知った日から 12 月 逮捕又は公訴を知った日から 6 月

別表第2（第11条関係）

（平22告示267・追加、平25告示30・一部改正）

総合政策部長
都市政策部長
教育委員会教育部長